

平成28年度から適用される 個人住民税（市民税・県民税）の主な税制改正

平成28年10月以降の公的年金等特別徴収（引き落とし）制度見直し

(1) 鹿嶋市より転出した場合の公的年金等特別徴収の継続

【改正前】

公的年金等特別徴収されている方が他市町村へ転出した場合は、転出した以降の年金からの特別徴収は停止となり、残りの住民税額（年金所得から計算した税額）は普通徴収（納付書または口座振替で納める）としていました。

【改正後】

① 1月1日から3月31日の間に転出した方

翌年度の仮特別徴収税額分（4月、6月、8月）まで、年金からの特別徴収を継続します。残りの住民税額は普通徴収となります。

② 4月1日から12月31日の間に転出した方

特別徴収税額分（10月、12月、2月）まで、年金からの特別徴収を継続します。翌年度の仮特別徴収税額分は停止となります。

(2) 公的年金等の所得に係る住民税額を変更する場合の公的年金等特別徴収の継続

【改正前】

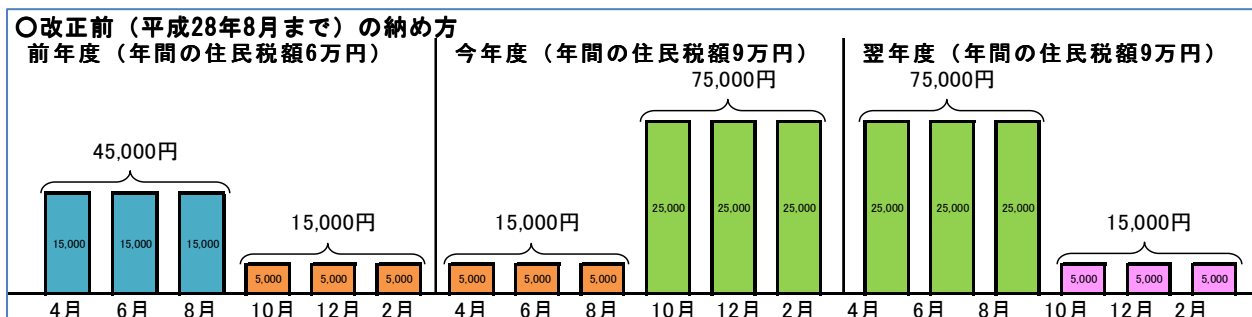
申告や年金支払者による年金支払額の訂正などにより、年度途中で年金所得に係る住民税額に変更が生じた場合は、変更が生じた以降の年金からの特別徴収は停止となり、残りの住民税額は普通徴収としていました。

【改正後】

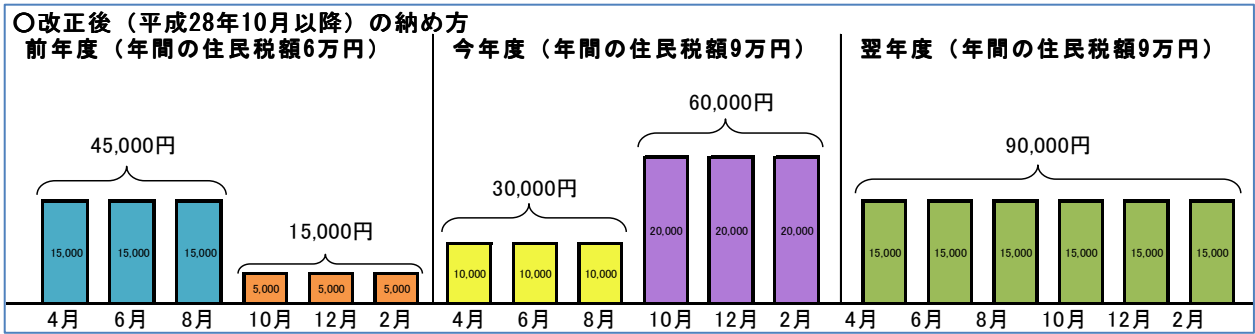
12月10日までに、年金所得に係る住民税額に変更が生じた場合は、12月分、2月分及び翌年度の仮特別徴収税額分を変更後の住民税額で年金からの特別徴収を継続します。

また、12月11日以降に年金所得に係る住民税額に変更が生じた仮特別徴収税額分は、変更された時期によって年金からの特別徴収を停止することになりました。

(3) 年間の住民税額の平準化



4月、6月及び8月は、前年度の2月の住民税額と同額（5,000円）をそれぞれ支給月から引き落とします（15,000円）。10月、12月及び2月は、年間の住民税額（90,000円）から仮特別徴収税額（15,000円）を差し引いた残りの住民税額（75,000円）の1/3（25,000円）をそれぞれ支給月から引き落とします。以降は、この繰り返しのため、徴収税額が不均衡でした。



4月、6月及び8月は、前年度の年間の住民税額（60,000円）の1/6（10,000円）をそれぞれの支給月から引き落とします（30,000円）。10月、12月及び2月は、年間の住民税額（90,000円）から仮特別徴収税額（30,000円）を差し引いた残りの住民税額（60,000円）の1/3（20,000円）をそれぞれ支給月から引き落とします。翌年度の年間の住民税額が同額の場合、徴収税額の不均衡が2年間で平準化されます。

ふるさと納税の特例控除額の限度額の引き上げ

都道府県・市区町村に対して寄附金を支出した場合（ふるさと納税）における特例控除額の上限額が個人住民税（市民税・県民税）所得割額の10%から20%に引き上げられました。

個人市県民税適用課税年度	特例控除額の上限
平成27年度以前 （平成26年12月31日以前に寄附した場合）	所得割額の10%
平成28年度以降 （平成27年1月1日以後に寄附した場合）	所得割額の20%

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

平成27年4月1日以降に行う「ふるさと納税」について、確定申告の不要な給与所得者等は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出することなく、所得税・個人住民税の寄附金（税額）控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

ただし、寄附先の都道府県、市区町村が5団体を超える場合には、ワンストップ特例制度が適用されないため、確定申告書を提出しなければ寄附金控除を受けることはできません。